



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理（第22条・第23条関係）

2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「第33条の 2 第 2 項」を「第33条の 2 の 2 第 2 項」に改める。

第23条中「第33条の 2 第 4 項」を「第33条の 2 の 2 第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。